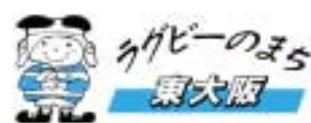


東大阪市 議会だより



No. 172 議会だより編集委員会 東大阪市荒本北1丁目1番1号
 平成24年4月1日発行 電話06(4309)3294 FAX06(4309)3868 <http://higashiosaka.gijiroku.com/gikai/>

十二月議会が流会が流会が流会

第4回定例会

-11月28日~12月21日-

議会だより編集委員会からのお詫び

市民の皆様には、市政の発展にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
 さて、今回の議会だよりにつきまして、編集委員会を招集できなかつたことによりまして、発行が大変遅れましたことを深くお詫びいたします。

今後におきましては、このようなことがないよう鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

今定例会の経過

平成二十三年第四回定例会は、十一月二十八日から十二月二十一日までの二十四日間にわたって開かれました。

提案内容及び先議案件

今定例会では、市長から二十二年年度決算の認定議案十二件及び小中学校建設事業や中小企業融資事業等に係る補正予算並びに指定管理者指定の件、東大阪市病院事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例制定等合わせて六十六件が提案され、審議を行いました。

審議状況

文教・環境経済・総務常任委員会は付託議案の審議が終了し、採決を残すのみとなりましたが、民生保健・建設水道常任委員会では、指定管理者指定の議案に係る委員会資料の調整や理事者の答弁調整などにより審議が進まない状況となり、審議を終える目途がたたないとの判断から、最終日の二十一日に本会議において、建設水道常任委員会の付託議案について、審査期限を付ける件を議題としました。

市長専決

流会により廃案となった五十九議案のうち一般会計補正予算等二十六議案は、十二月二十八日に地方自治法の規定により市長の専決処分が行われました。

指定管理者の指定

議案についての質疑に明確な答弁できず、指定管理者制度導入以来、指定期間は最長三年間でありましたが、今回は一部を除き、五年間とする提案がありました。

また、指定するにあたっては、一部を除き、ほとんどが非公募での指定となっており、その理由についての質疑に対し、資料が提出されず、合理的な理由もなく、説得力に乏しい答弁がありました。

また、今回の提案には付随する来年度の予算額が示されておらず、予算との整合性を図るべきであるとの質疑もありましたが、明確な答弁はできませんでした。

決算審査できず

平成二十二年年度東大阪市一般会計決算認定他、認定議案十一件につきましては、流会により決算審査特別委員会を設置できなかったため、第一回定例会までには審査ができませんでした。そのため、審査結果を平成二十四年度当初予算に反映することが不可能となりました。

先議案件以外の議案

先議案件以外の議案については、十二月五、六、七日に代表・個人合わせて十名の議員が質疑、質問を行

しかし、賛成少数を賛成多数と宣告したこと、議長長の判断により、本会議・委員会が再開されないうまま、流会となりました。

また、今回の提案には付随する来年度の予算額が示されておらず、予算との整

議案の会派態度表 (第4回定例会・先議分)

議案名	会派名													
	公明党	日本共産党	自由民主党	自民党クラブ	民主東大阪議員団	自民党清新会	さわやかな風会	緑風会	東大阪発祥の会	自由民主党正清の会	真正議員団	桔梗の会	維新の会東大阪	みらいの会
平成23年度東大阪市一般会計補正予算(第1回)等3会計3予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東大阪市職員給与条例等の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
副市長選任の同意を求める件	○	退席	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○